萩市移住就業支援補助金交付要綱

（目的等）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響により、都市圏から地方への移住の関心が高まるなか「萩市東京圏在住者等移住支援事業補助金」の対象とならない地域から移住し、かつ市内で就業する者に対して支援を行うことで、雇用の拡大及び定住の促進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第２条　この補助金の対象事業は、「萩市東京圏在住者等移住支援事業補助金」の対象とならない県外から萩市へ移住して就業しようとする者が、転居して就業に至った場合に補助金を交付するものとする。

（対象者要件）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、第７条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から５年以上継続して本市に居住する意思をもって、本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき住民登録する（以下「転入」という。）する者のうち、次のすべての要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

（１）転入する直前に５年以上、山口県外に在住し、かつ令和３年４月１日以降に転入したこと。

（２）「萩市東京圏在住者等移住支援事業補助金」の対象とならないこと。

（３）就業先に関して、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア）就業先が萩市内に所在すること。

（イ）就業先の求人が、萩市が設置、運営する「萩暮らしnet.」、又は山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載されており、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。または、県外の法人等に勤務している場合であって、その勤務先を変更せず、市内においてテレワークを行う雇用であること。

（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

（オ）就業先の法人がマッチングサイトに掲載された日以降に、求人の応募がされたものであること。

（カ）イに規定する求人に応募し、就業した法人に、支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転入先の居住地で世帯主であること。

（４）その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア　補助対象者を含めた世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

イ　日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　補助対象者を含めた世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

エ　これまで世帯の構成員に本市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を受けた者がいないこと。

オ　補助対象者を含めた世帯の構成員が、移住前の居住地において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること。

カ　補助対象者を含めた世帯の構成員がいずれも、補助金の申請の際、転入後３か月以上１年以内であること。

キ　アからカまでに掲げるもののほか、市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業先の対象となる法人）

第４条　就業先の対象となる法人については、次の要件すべてを満たす法人をいう。

（１）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（２）資本金１０億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね５０億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

（３）みなし大企業でないこと。（ただし、上記（２）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

（４）雇用保険の適用事業主であること。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

（６）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

（７）市長が支給対象法人として不適当と認めた法人でないこと。

（補助対象経費）

第５条　この補助金の補助対象経費は、第２条に規定する移住に要する経費とし、別表に定めるものとする。

（補助金の額等）

第６条　補助金は、予算の範囲内で交付する。

２　補助率は、補助対象経費の合計額の２／３以内とし、補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）単身世帯　上限１５万円

（２）２人以上の世帯　上限３０万円

３　申請の日に属する年度の４月１日において満年齢が１８歳未満の者（同居するものに限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該１８歳未満の者一人につき１０万円を前項第２号に掲げる額に加算する。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は、がんばろう萩！萩市移住就業支援補助金支給申請書（別記第１号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）転入後の住民票（世帯向けの補助金を申請する場合は申請者を含む世帯の構成員全員分）

（２）補助対象者の就業証明書（別記第２号様式）

（３）転入前５年以上の是移住地が確認できる住民票の除票等の書類（世帯向けの補助金を申請する場合は申請者を含む世帯の構成員全員分）

（４）県外で通勤していた法人等の就業証明書その他転入前での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（５）県外で法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届済証明書その他、転入前での在勤地を確認できる書類及び個人事業主の納税証明書その他、転入前での在勤期間を確認できる書類

（６）県外の法人等に勤務している場合であって、その勤務先を変更せず、市内においてテレワークを行う者にあっては、その法人等の就業証明書その他転入前での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であることが確認できる書類

（７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から１４日以内に補助金の交付決定及びおよびその額の確定を行い、その旨をがんばろう萩！萩市移住就業支援補助金交付決定通知書（別記第３号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からのがんばろう萩！萩市移住就業支援補助金交付請求書（別記第４号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第１０条　市長は補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第１１条　市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、がんばろう萩！萩市移住就業支援補助金返還請求書（別記第５号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（１）全額の返還

ア　偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ　前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ　申請のあった日から３年を経過する前に市外へ転出（市外で１年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。エにおいて同じ。）したとき。

エ　申請のあった日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

（２）半額の返還

申請のあった日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、従前の例によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援内容 | 補助対象経費の内容 | 備考 |
| 引越支援 | 引っ越しに要する経費（ただし、旅費は除く） |  |
| 居住支援 | 購入支援住宅の建築、購入に要する経費 |
| 賃貸支援住宅の賃貸に要する経費（賃貸料は最大３か月分まで対象とする。ただし、敷金は除く） |
| 改修支援住宅の改修に要する経費（家屋や設備等の改修工事費など。ただし、備品や消耗品等の購入費は除く） |
| その他 | 上記の支援に関する手続き等に要する仲介手数料 |  |

※対象経費に消費税及び地方消費税は含まないものとする。